

第30号議案 長崎市福祉医療費支給条例等の一部を改正する条例

目 次

1	条例改正の概要	P 2
(1)	改正理由	P 2
(2)	改正する条例	P 2
(3)	改正内容	P 2
(4)	施行期日	P 3
(5)	「就労選択支援」の概要	P 4
(6)	省令における「就労選択支援」の基準	P 5～6
(7)	省令の基準の主な改正内容	P 7～10
2	新旧対照表	P 11～21

福 祉 部

令和6年2月

1 条例改正の概要

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、就労を希望する障害者等に対する「就労選択支援」の事業が創設されたこと等に伴い、関係条文を整理するとともに、同事業について、他のサービスと同様に、本市独自に暴力団員等の排除に係る規定を整備するほか、所要の整備を行うため。

(2) 改正する条例

ア 長崎市福祉医療費支給条例（昭和49年長崎市条例第29号）

イ 長崎市障害福祉センター条例（平成3年長崎市条例第39号）

ウ 長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（令和5年長崎市条例第35号）

エ 長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（令和5年長崎市条例第36号）

(3) 改正内容

- ① （2）ウ及びエの条例では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第174号）」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）」（以下「省令」という。）の規定に準拠するのに加えて、本市独自の基準として「暴力団員等の排除」を規定しているが、新たに創設された「就労選択支援」についても、他のサービスと同様に、暴力団員等の排除の規定を適用する。
- ② （2）ア、イ及びエの条例について、「就労選択支援」の事業が創設されたこと等に伴う所要の整備を行う。

(4) 施行期日

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律
(令和4年法律第104号) 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日
(第2条、第4条、第5条及び第6条関係)
※「就労選択支援」の創設に伴う改正規定

イ 公布の日 (第1条及び第3条関係)

ウ 令和6年4月1日 (第6条関係)

※長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
第4条第2項の改正規定

(5) 「就労選択支援」の概要

ア 内容

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。

イ 対象者

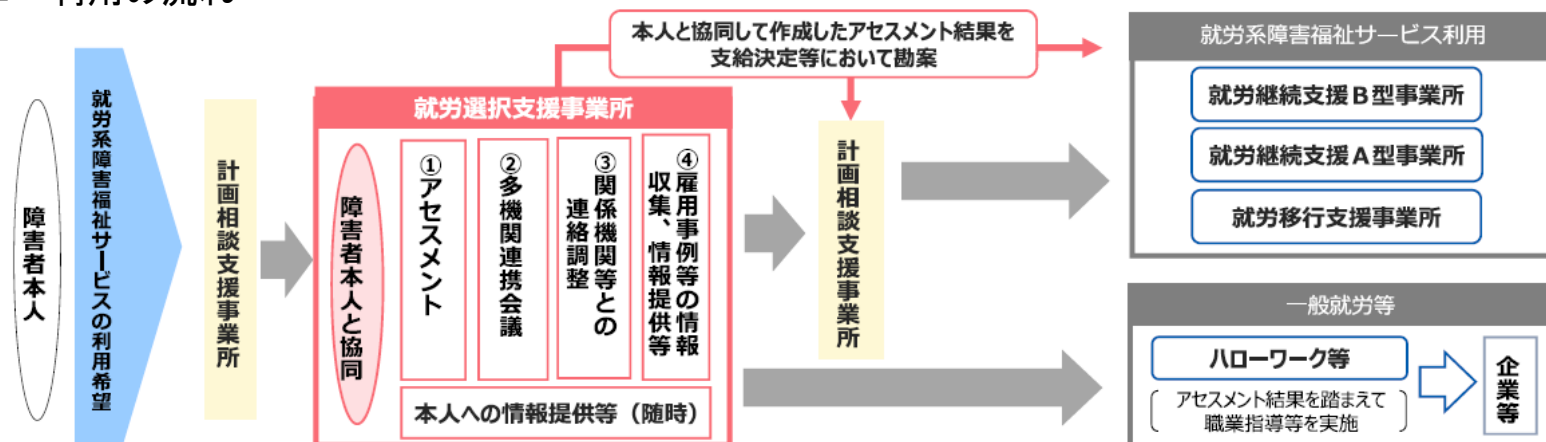
就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

※就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

ウ 実施主体

就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、指定の申請の日前3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事（中核市にあっては、中核市長）が認める事業者

エ 利用の流れ



(6) 省令における「就労選択支援」の基準

	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
1	従うべき基準	就労選択支援員の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とし、就労選択支援員は、原則として、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない等
2	従うべき基準	専らその職務に従事する管理者を置かなければならない等
3	参酌すべき基準	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない等
4	参酌すべき基準	指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、指定の申請の日前3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事（中核市にあっては、中核市長）が認める事業者でなければならない。
5	参酌すべき基準	就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等の整理（以下「アセスメント」という。）に当たり、 ・ 障害者就業・生活支援センター等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。 ・ この場合において、会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、障害者就業・生活支援センター等に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
6	参酌すべき基準	指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
7	参酌すべき基準	アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。
8	参酌すべき基準	アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。 また、指定就労選択支援事業者は、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。
9	従うべき基準	その他のサービスと同様に、内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、業務継続計画の策定等、身体拘束等の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応、虐待の防止、工賃の支払並びに衛生管理等を義務付ける。
10	標準とすべき基準	10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(7) 省令の基準の主な改正内容

	サービス	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
1	全サービス	参酌すべき基準	サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮する。
2	同上	参酌すべき基準	サービス提供責任者・サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないこととする。
3	同上	参酌すべき基準	障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、指定特定相談支援事業者等にも交付しなければならない。
4	全サービス（訪問系サービスを除く）	参酌すべき基準	サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。
5	同上	参酌すべき基準	個別支援計画の作成に当たっては、 ・利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 ・アセスメントに当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

	サービス	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
6	共同生活援助	従うべき基準	<p>指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>また、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。</p> <p>【令和7年3月31日までの間は努力義務】</p>
7	同上	従うべき基準	<p>地域連携推進会議の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。【令和7年3月31日までの間は努力義務】</p>

	サービス	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
8	障害者支援施設	参酌すべき基準	指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
9	同上	参酌すべき基準	個別支援計画の作成に当たっては、サービス管理責任者は、利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえる。
10	同上	従うべき基準	指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。 【令和8年3月31日までの間は努力義務】
11	同上	参酌すべき基準	個別支援会議について、利用者本人や地域移行等意向確認担当者が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。

	サービス	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
12	障害者支援施設	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。また、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。 ・地域連携推進会議の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 <p>【令和7年3月31日までの間は努力義務】</p>
13	同上	従うべき基準	<p>地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。また、地域移行等意向確認等に当たっては、障害者総合支援法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者（地域生活支援拠点）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>【令和8年3月31日までの間は努力義務】</p>

2 新旧対照表

○長崎市福祉医療費支給条例（昭和49年長崎市条例第29号）

【施行日：公布の日】（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>1～10 [略]</p> <p>11 この条例において「施設」とは、次に掲げる施設又は住居をいう。</p> <p>(1) 児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する障害者支援施設又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居</p> <p>12～16 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>1～10 [略]</p> <p>11 この条例において「施設」とは、次に掲げる施設又は住居をいう。</p> <p>(1) 児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する障害者支援施設又は同条第15項に規定する共同生活援助を行う住居</p> <p>12～16 [略]</p>

【施行日：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第１０４号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日】（第２条関係）

改正後	改正前
<p>(定義) 第２条 [略] １～１０ [略] １１ この条例において「施設」とは、次に掲げる施設又は住居をいう。</p> <p>(1) 児童福祉法第４２条に規定する障害児入所施設 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１７項に規定する障害者支援施設又は同条第１８項に規定する共同生活援助を行う住居</p> <p>１２～１６ [略]</p>	<p>(定義) 第２条 [略] １～１０ [略] １１ この条例において「施設」とは、次に掲げる施設又は住居をいう。</p> <p>(1) 児童福祉法第４２条に規定する障害児入所施設 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１５項に規定する障害者支援施設又は同条第１７項に規定する共同生活援助を行う住居</p> <p>１２～１６ [略]</p>

○長崎市障害福祉センター条例（平成3年長崎市条例第39号）

【施行日：公布の日】（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者等のためのスポーツ及び<u>レクリエーション</u>の指導に関すること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の許可（以下「<u>利用の許可</u>」という。）をしない。</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用の許可について条件を付することができる。</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者等のためのスポーツ及び<u>レクリエーション</u>の指導に関すること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の<u>利用の許可</u>をしない。</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、<u>第1項</u>の利用の許可について条件を付することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(4) <u>第5条第4号に掲げる施設において障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援を受ける者で障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費の支給に係るもの</u> 同条第2項に規定する額</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>2~5 [略]</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第14条 <u>利用の許可</u>を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(利用の許可の取消し等)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(4) <u>第5条第4号に掲げる施設において障害者総合支援法第5条第16項に規定する計画相談支援を受ける者で障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費の支給に係るもの</u> 同条第2項に規定する額</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>2~5 [略]</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第14条 <u>第9条第1項の許可</u>を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(市長による管理)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 前項の場合における第8条第1項、第9条、第11条第1項、第4項及び第5項並びに第15条の規定の適用については、第8条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条第1項中「当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める額を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として支払わなければならない」とあるのは「当該各号に定める使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第4項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第5項中「指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第15条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とし、第8条第2項、第11条第3項及び前条後段の規定は適用しない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(市長による管理)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 前項の場合においては、第8条第1項、第9条、第11条第1項、第4項及び第5項並びに第15条の規定の適用については、第8条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条第1項中「当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める額を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として支払わなければならない」とあるのは「当該各号に定める使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第4項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第5項中「指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第15条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とし、第8条第2項、第11条第3項及び前条後段の規定は適用しない。</p> <p>3 [略]</p>

【施行日：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日】（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(4) 第5条第4号に掲げる施設において障害者総合支援法第5条第19項に規定する計画相談支援を受ける者で障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費の支給に係るもの 同条第2項に規定する額</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>2~5 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(4) 第5条第4号に掲げる施設において障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援を受ける者で障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費の支給に係るもの 同条第2項に規定する額</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>2~5 [略]</p>

○長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年長崎市条例第35号）

【施行日：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日】（第5条関係）

改正後	改正前
<p>（暴力団員などの排除）</p> <p>第4条 療養介護事業者（その者が法人であるときは、その役員をいう。以下同じ。）及び療養介護事業所の管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であつてはならない。</p> <p>2 療養介護事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。</p> <p>(1) 生活介護の事業</p> <p>(2) 自立訓練（機能訓練）の事業</p> <p>(3) 自立訓練（生活訓練）の事業</p> <p><u>(4) 就労選択支援の事業</u></p> <p><u>(5) 就労移行支援の事業</u></p> <p><u>(6) 就労継続支援A型の事業</u></p> <p><u>(7) 就労継続支援B型の事業</u></p>	<p>（暴力団員等の排除）</p> <p>第4条 療養介護事業者（その者が法人であるときは、その役員をいう。以下同じ。）及び療養介護事業所の管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であつてはならない。</p> <p>2 療養介護事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。</p> <p>(1) 生活介護の事業</p> <p>(2) 自立訓練（機能訓練）の事業</p> <p>(3) 自立訓練（生活訓練）の事業</p> <p>[新設]</p> <p><u>(4) 就労移行支援の事業</u></p> <p><u>(5) 就労継続支援A型の事業</u></p> <p><u>(6) 就労継続支援B型の事業</u></p>

○長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第36号）

【令和6年4月1日施行】（第6条関係）

改正後			改正前		
（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準）			（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準）		
第4条 [略]			第4条 [略]		
2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
省令第93条の5	第93条	第84条、第91条及び第93条	省令第93条の5	第93条	第84条、第91条及び第93条
	準用する	準用する。この場合において、第77条中「、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜」とあるのは、「その他の便宜」とする		準用する	準用する。この場合において、第77条中「、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜」とあるのは、「その他の便宜」とする
省令第162条の5	第92条まで	第90条まで、第92条	省令第162条の4	第92条まで	第90条まで、第92条
	第162条	第161条及び第162条		第162条	第161条及び第162条
省令第171条	第92条まで	第90条まで、第92条	省令第171条	第92条まで	第90条まで、第92条

改正後			改正前		
の4	第160条、第161条	第160条	の4	第160条、第161条	第160条
省令第210条 第1項	ならない	ならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、指定共同生活援助に係る共同生活住居は、当該地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる	省令第210条 第1項	ならない	ならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、指定共同生活援助に係る共同生活住居は、当該地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる
省令第213条 の6第1項	ならない	ならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、当該地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる	省令第213条 の6第1項	ならない	ならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、当該地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる

【施行日：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日】（第6条関係）

改正後	改正前
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。</p> <p>(1) 重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業</p> <p>(2) 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業</p> <p>(3) 基準該当居宅介護の事業</p> <p>(4) 重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業</p> <p>(5) 指定療養介護の事業</p> <p>(6) 指定生活介護の事業</p> <p>(7) 共生型生活介護の事業</p> <p>(8) 指定短期入所の事業</p> <p>(9) 共生型短期入所の事業</p> <p>(10) 指定重度障害者等包括支援の事業</p> <p>(11) 指定自立訓練（機能訓練）の事業</p>	<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。</p> <p>(1) 重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業</p> <p>(2) 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業</p> <p>(3) 基準該当居宅介護の事業</p> <p>(4) 重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業</p> <p>(5) 指定療養介護の事業</p> <p>(6) 指定生活介護の事業</p> <p>(7) 共生型生活介護の事業</p> <p>(8) 指定短期入所の事業</p> <p>(9) 共生型短期入所の事業</p> <p>(10) 指定重度障害者等包括支援の事業</p> <p>(11) 指定自立訓練（機能訓練）の事業</p>

改正後	改正前
(12) 共生型自立訓練（機能訓練）の事業	(12) 共生型自立訓練（機能訓練）の事業
(13) 指定自立訓練（生活訓練）の事業	(13) 指定自立訓練（生活訓練）の事業
(14) 共生型自立訓練（生活訓練）の事業	(14) 共生型自立訓練（生活訓練）の事業
<u>(15)</u> 指定就労選択支援の事業	[新設]
<u>(16)</u> 指定就労移行支援の事業	<u>(15)</u> 指定就労移行支援の事業
<u>(17)</u> 指定就労継続支援A型の事業	<u>(16)</u> 指定就労継続支援A型の事業
<u>(18)</u> 指定就労継続支援B型の事業	<u>(17)</u> 指定就労継続支援B型の事業
<u>(19)</u> 基準該当就労継続支援B型の事業	<u>(18)</u> 基準該当就労継続支援B型の事業
<u>(20)</u> 指定就労定着支援の事業	<u>(19)</u> 指定就労定着支援の事業
<u>(21)</u> 指定自立生活援助の事業	<u>(20)</u> 指定自立生活援助の事業
<u>(22)</u> 指定共同生活援助の事業	<u>(21)</u> 指定共同生活援助の事業
<u>(23)</u> 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業	<u>(22)</u> 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業
<u>(24)</u> 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業	<u>(23)</u> 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業
<u>(25)</u> 特定基準該当障害福祉サービスの事業	<u>(24)</u> 特定基準該当障害福祉サービスの事業